平成２１年（フ）第１６９号
北海道小樽市桜１丁目23番１号
債務者　渡邉　知子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１７１号
北海道小樽市新光３丁目14番21号　ハイツほしば
債務者　山田　敏夫
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第９２号
宮城県伊具郡丸森町字虚空蔵中３番地６
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第９６号
宮城県白石市南町１丁目６番８号
債務者　鈴木　一聡
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第９８号
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前57番地105―１―５号
債務者　高橋　　純
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１５８号
宮城県大崎市古川前田町10番30号
債務者　手嶋　みか(旧姓二階堂・高橋・藤岡)
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
宮城県大崎市古川栄町４番23号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地２県営福芦住宅123号
債務者　藤倉　孔志
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
宮城県栗原市築館字荒田沢41番地291　グリーンハイツ３号
債務者　高根　智子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
宮城県大崎市古川北町１丁目１番８号
債務者　梅原美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
秋田市東通観音前６番６号　ベルシオン107―107
債務者　篠原　正憲
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２号
秋田県大館市東台７丁目３番５号、前住所東京都杉並区方南１丁目52番６号　ホワイトメゾン杉並108
債務者　千葉　良児
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９３号
秋田県大館市十二所字水上86番地
債務者　畠山　　忍（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９４号
秋田県大館市字一心院南１番地６
債務者　杉渕はやし
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９５号
秋田県北秋田市今泉字根立場２番地177
債務者　松井　静雄
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９６号
秋田県北秋田市今泉字根立場２番地177
債務者　松井　久美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１０１号
茨城県日立市南高野町１丁目14番17号
債務者　半田　宏治
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１１２号
茨城県北茨城市華川町車1145番地343
債務者　阿部　和江
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
水戸地方裁判所日立支部